

西日本区定款

第1条 名称・構成

- 第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区（以下「西日本区」という）と称し、英文では The International Association of Y's Men's Clubs Japan West Region と記す。
- 第2項 西日本区の地理的範囲は、富山県・岐阜県・愛知県以西、沖縄県までとする。
- 第3項 西日本区は、前項の地域内に所在し、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という）に加盟しているワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ（以下「クラブ」という）をもって構成する。
- 第4項 西日本区は、主たる事務所を区内に置く。

第2条 目的・モットー

- 第1項 西日本区の目的は、区内各クラブが国際憲法の精神に基づき、あらゆる人々が宗教、信条の相違を越えて互いに親しく交わり、力を合わせ国際協会の綱領と目的の達成を目指すとともに、この運動を広く西日本区内に拡張するために協力することにある。
- 第2項 西日本区は前項の目的を達成するために、国際協会の綱領に掲げられているイエス・キリストが示された愛と奉仕の実践を目指し、そのための活動の指針を提示し、各クラブの協調を図り、研鑽の機会を提供するとともに、誠心誠意 YMCA と協働し、東日本区を始め国際協会の各組織と協力することによって、よりよい世界の実現のために努力する。
- 第3項 クラブの目的は次のとおりである。
- 奉仕活動を通じて YMCA の活動を支援する。
 - ワイズメンにふさわしい他の団体を支援する。
 - 地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏らない正義を追求する。
 - 宗教・社会・経済・国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。
 - 健全な交友関係を作り出す。
 - 国際・地域・区および部の事業に協力し、支援する。
- 第4項 ワイズメンズクラブのモットーは「強い義務感をもとう。義務は全ての権利に伴う」である。

第3条 会員・メネット・ユース

- 第1項 クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国などを理由として会員の地位を拒まれることはない。
- 第2項 クラブの会員の種類は次のとおりである。
- 正会員
 - 成人でクラブの入会式を済ませた者。
 - クラブの会員は、YMCA の会員になるものとする。
 - 担当主事会員
 - 関係 YMCA 総主事から指名を受け、会長が委嘱をした者。
- 第3項 正会員のうち、正当な理由により、常に例会その他の会合に出席することが不可能な場合は、年度ごとに理事に届け出、承認を経て広義会員となることができる。
- 第4項 正会員のうち、永年にわたりその功績著しい者に、クラブ会則の定めるところにより、理事に届け出て功労会員の地位を贈ることができる。
- 第5項 クラブにおける職業分野の会員構成は、同一業種に偏らず、2名以内を原則として、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。
- 第6項 新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、国際憲法およびこの定款に基づいて定める会則を準備するとともに、5名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。
- 第7項
- クラブは、その活動を支援するとともに、独自の事業を計画実施することを目的としたワイズメネット会（以下「メネット会」という）を設ける。但し、クラブの事情によりメネット会が設けられない場合は、定款細則の規定による。
 - メネット会は、ワイズメンの夫人と各個クラブが入会を認めた女性である特別メネットをもって構成する。
 - メネット会は、西日本区および国際におけるプロジェクトに参加し、またはその目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブの発展に寄与するものとする。
- 第8項
- クラブ・部もしくは西日本区は、その活動に共感する青少年男女で組織するユースクラブを設けることができる。
 - ユースクラブの会員は、独自にまたはワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部会および大会等に列席または参加して意見を述べ、更なる友好を深めるものとする。

第4条 部・副区

- 第1項 2以上のクラブが、地域社会における活動の効率化を図るため、西日本区に部を設けることができる。
- 第2項 新たに部を発足させるときは、西日本区役員会（以下「役員会」という）の審議を経て、西日本区代議員会（以下「代議員会」という）の承認を受ける。
- 第3項 2以上の部が、地域社会における活動を更に効率的に行うために副区を設けることができる。
- 第4項 新たに副区を発足させるときは、第2項と同じ手続に従う。

第5条 財 政

- 第1項 西日本区の財政は、各クラブが人数割で負担する西日本区費およびその他の収入をもって賄う。
- 第2項 各クラブの人数割の人数は、西日本区半年報（以下「半年報」という）による各クラブの会員数をいう。半年報に関する事項は別に定める。
- 第3項 西日本区は、資産の一部として西日本ワイズ基金を保有し、その運営に関する事項は別に定める。
- 第4項 西日本区の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第6条 代 議 員 会

- 第1項 代議員会は、西日本区における立法機関である。
- 第2項 代議員会は、クラブを代表する代議員および部を代表する代議員により構成する。
- 第3項 クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。
- 第4項 部を代表する代議員は、部長および直前部長とする。
- 第5項 代議員会は、年次代議員会および臨時代議員会とする。
- 第6項 年次代議員会は、毎年1回、原則として5月または6月に開催する。理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の12週前までに文書により公告し、その4週前までに代議員あて議案書を添えて招集状を送付する。
- 第7項 クラブ又は部が議案を提出するときは、開催日の8週前までに理事あて送付する。
- 第8項 年次代議員会において処理すべき事項は、次のとおりである。
- A. 一般年次報告の承認
 - B. 中間決算報告および前年度決算報告の承認
 - C. 提出議案の審議と決議
 - D. 次年度事業計画ならびに西日本区費および次年度予算の審議と決議
 - E. 次年度役員・監事および次々期理事の選出
 - F. 西日本区大会のホストクラブおよび開催地の決定
 - G. その他の事項
- 第9項 臨時代議員会は、役員会の発議または代議員の過半数の要求により開催される。開催の日時等は常任役員会が決定し理事が代議員宛議案書を添えて招集状を送付する。
- 第10項 代議員会の議長は、理事が務める。但し、理事の提出議案に関する事項は、原則として直前理事が議長を務める。
- 第11項 代議員会は、定数の3分の2以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。但し、選挙の委任投票はできない。
- 第12項 代議員会における議案の採決は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。
- 第13項 臨時代議員会は、常任役員会または役員会の承認を経て提出された議案については、郵便による議案処理を行うこともできる。この議案の採決は代議員定数の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。

第7条 役 員 会 ・ 常 任 役 員 会

- 第1項 西日本区の重要問題について審議し決議するため、理事の招集により役員会または常任役員会を開催する。
- 第2項
- ① 役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長および事業主任をもって構成する。
 - ② 役員は、毎年7月1日に就任し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第3項 役員会は、原則として年2回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は、必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。但し、列席者は、採決に加わることができない。
- 第4項 役員会における採決は、出席役員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。
- 第5項 常任役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記および会計をもって構成し、経過年度中における西日本区内の諸事項の執行に責任を持つ。
- 第6項 常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、文書または電話等により行い、全員の合意により決定することができる。

第8条 次 期 理 事 等 の 指 名

- 第1項 次年度における理事・次期理事および監事ならびに次々期理事候補者の指名は、次々期理事候補者等指名委員会（以下「指名委員会」という）が行う。
- 第2項 指名委員会は、直前理事・理事・次期理事・監事2名及び部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。
- 第3項 指名委員会が行う候補者の指名数は次のとおりである。
- A. 次 期 理 事 1名
 - B. 次年度における次期理事 1名
 - C. 次年度における次々期理事候補 1名
 - D. 次年度における監事 2名
- 第4項 次年度における次々期理事候補者の指名に際しては、指名委員会が、年次代議員会の24週前に各クラブ会長に候補者1名の推薦を依頼し、これを受けたクラブ会長は代議員会の12週前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。
- 第5項 指名委員会は、候補者が2名以上の場合は、選挙の可否を協議し、推薦のないときは、その指名を行う。

第9条 理事の任務

- 第1項 理事は、西日本区における国際協会の代表者であり、西日本区の運営責任者として一般行政および財政を掌り、執行する。
- 第2項 理事は、西日本区を代表して定められた文書に署名するほか、対外的任務を遂行する。
- 第3項 理事は、代議員会・役員会および常任役員会を招集し、議長を務める。また西日本区大会を主宰する。
- 第4項 理事は、西日本区の各クラブに国際・アジア太平洋地域および西日本区の重要事項ならびに情報を迅速・確実に伝達する。
- 第5項 理事は、代議員会において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。
- 第6項 理事は、必要と認めるときは特別委員会を設けることができる。
- 第7項 理事は、書記・会計・部長および事業主任を任命する。
- 第8項 理事は、その任務を円滑に遂行するため理事事務局を置き、事務局長および若干名の事務局員を選任し、必要な予算措置を講じることができる。理事事務局の業務内容は別に定める。
- 第9項 理事は、海外で開催の議会出席や、傷病等の理由で一時的に理事の任務遂行が困難な場合は、次期理事に指示し、理事の任務を代行させることができる。

第10条 次期理事の任務

- 第1項 次期理事は、理事を補佐し、常任役員として西日本区の状況を絶えず把握するとともに、理事の指示により、必要なときは直前理事の協力を得て、いつでも理事の任務を代行する。
- 第2項 次期理事は、理事およびその他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画および予算案を作成する。

第11条 直前理事の任務

- 第1項 直前理事は、常任役員として西日本区の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。
- 第2項 直前理事は、理事が長期間任務遂行不能あるいは、理事職が空席となる状況が発生した場合は、役員会または常任役員会の承認の下に、理事代理として、第9条各項規定の理事の任務を遂行する。
- 第3項 直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。

第12条 書記の任務

- 第1項 書記は、理事の指示により、区の通信・伝達に関する事務を取り扱う。
- 第2項 処理すべき主な事項は次のとおりである。
 - A. 代議員会および役員会の議事録を作成し、理事の要請があったときは、印刷配布する。
 - B. 区内外の情報を各クラブに浸透させ、区およびクラブ相互の理解を深める。
 - C. 国際協会に対し、定められた方式に基づく定期報告書を作成する。
 - D. 会員をはじめ区・部・クラブの役員・委員およびメネットの名簿を常に整備する。
 - E. 区の必要文書を常に整備保管し、これを後任者に引き継ぐ。
 - F. その他、理事の特命事項を処理する。

第13条 会計の任務

- 第1項 会計は、理事の指示により、区の会計を統括し、財政に関する事項を取り扱う。
- 第2項 処理すべき主な事項は次のとおりである。
 - A. 区の経常会計および特別資金会計の全般を把握し、定められた勘定方式に従い記帳・整理する。
 - B. 国際会費、アジア太平洋地域会費その他の分担金などを定められた方式に基づき遅滞なく送金する。
 - C. 代議員会において、中間決算報告を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。
 - D. 次年度予算案作成にあたり、次期理事に協力する。
 - E. 年度終了後、原則として8週以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事に提出後、代議員会において承認を受ける。
 - F. その他、理事の特命事項を処理する。

第14条 名誉理事の任務

- 第1項 名誉理事は、区理事経験者であって、YMCAならびにワイズダム発展に著しい功績があり、ワイズメンの師表と万人が認める者を代議員会の決議によって国際協会に推薦し、国際議会の承認を経て決定する。
- 第2項 名誉理事は、役員会に列席し、必要な助言を行う。

第15条 部長の任務

- 第1項 部長は、区役員および指名委員会委員としての任務を遂行する。
- 第2項 部長は、前項の遂行ができないときは、委任状により代理人をたてることができる。
- 第3項 部長は、理事の運営方針と指導のもとに、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として一般行政および財政を掌り、執行する。
- 第4項 処理すべき主な事項は次のとおりである。
 - A. 部書記、部会計および事業主査を任命する。
 - B. 事業主任および他の各部と密接な連携のもとに、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、部の発展に努める。

- C. 年1回以上、部内各クラブの例会または役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。
- D. 部内各クラブ相互の情報交換、親睦およびクラブ役員のリーダーシップを助長するため、年1回以上、部長が主宰する部会、評議会または研修会を計画・実施する。
- E. 新しいクラブの誕生に絶えず心掛け、会員増強に努める。
- F. その他、部則の定めるところによる。

第16条 事業主任の任務

- 第1項 事業主任は、役員会が必要と認めた事業ごとに理事が任命する。
- 第2項 事業主任は、理事の指導のもとに、各事業の活動を奨励・推進する。
- 第3項 事業主任は、国際およびアジア太平洋地域のそれぞれの事業主任と緊密な連携のもとに、部長およびそれぞれの部の事業主査を通じ、各クラブの事業活動を啓発・促進する。
- 第4項 前項に定める事業については別に定める。

第17条 事業委員会・常置委員会・特別委員会の任務

- 第1項 事業委員会は、事業主任の任務を支援することを目的として設置される。その構成は事業の継続性と新規事業の開発などを考慮して事業主任と直前および次期事業主任とする。
- 第2項 常置委員会は、区の運営に当たって長期におよぶ事項を管理・運営するために役員会の決議により設けられ、委員は理事が任命する。
- 第3項 特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関し、所期の目的を達成するため指定期間内に協議し、その結果を理事に報告する。
- 第4項 本条に定める委員会に関するその他の事項は別に定める。

第18条 監事の任務・任期

- 第1項 監事は、役員会に列席し、必要な助言を行う。
- 第2項 監事は、一般行政および財政に関する監査を実施し、年次代議員会においてその報告を行う。
- 第3項 監事は、財政に関し、年度終了後、原則として8週以内に監査を実施し、その結果を次の代議員会に報告する。
- 第4項 監事は、毎年7月1日に就任し、任期は2年とする。

第19条 区担当主事等

- 第1項 日本YMCA同盟との緊密な連絡・調整を図るため、区担当主事を置く。
- 第2項 区担当主事は、日本YMCA同盟総主事が指名し、理事が委嘱する。
- 第3項 区担当主事は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。
- 第4項 各クラブに、関係YMCAとの連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係YMCA総主事が指名し、会長が委嘱する。

第20条 西日本区大会

- 第1項 西日本区大会（以下「大会」という）は、理事が主宰し、毎年1回、原則として6月に開催する。
- 第2項 大会の目的は、参加する各クラブおよび会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。
- 第3項 大会運営の中心的役割を担うクラブ（以下「ホストクラブ」という）は、大会開催のための実行委員会を設け、理事の指導のもとに大会開催の準備をする。
- 第4項 ホストクラブは、大会参加会員が負担する大会参加費および区が負担する大会支援金により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後、理事に対し、速やかにその収支報告をする。収支の取扱いについては、役員会において別途協議し決定するものとする。

第21条 改正

- 第1項 この定款は、年次代議員会を含む連続して2回の代議員会の議決により改正することができる。
- 第2項 改正定款は、国際議会の承認を得て発効する。

第22条 分割・解散

- 第1項 区は、年次代議員会を含む連続して2回の代議員会の議決により分割、解散することができる。
- 第2項 区の分割および解散は、国際議会の承認を必要とする。
- 第3項 解散時において、区が所有する資産は、新たに区を組織するまで国際協会にその管理を委ねる。

第23条 細則

- 第1項 この定款を実施・運用するため、別に施行細則を定めることができる。
- 第2項 施行細則は、代議員会または役員会の承認を経て制定または改廃することができる。

第 24 条 付 則

第 1 項 この改正定款は、2020 年 8 月 24 日から施行する。

1997年 6 月 7 日	制定	1997年 7 月 1 日	施行	2003年 6 月 14 日	改正	2003年 7 月 1 日	施行
2014年 6 月 14 日	改正	2014年 7 月 1 日	施行	2018年 6 月 9 日	改正	2018年 8 月 3 日	施行
2020年 8 月 24 日	改正	2020年 8 月 24 日	施行	2022年 8 月 24 日	改正	2022年 8 月 24 日	施行